

令和元年12月16日に、法務省において、組織罰に関する情報交換を行いました。

<出席者>

法務省) 刑事法制管理官、刑事法制企画官ほか計4名

当会) 郷原先生、大森、藤崎、渡邊、津久井

資料) 「請願書」、「ホームページのダイジェスト」、「学ぶ会の講演リスト」、「大森文書：組織罰をめざして」、「新聞記事スクラップ」、「安原文書：なぜ組織罰が必要か」、「郷原ブログ」、「高橋美穂議員の国会（法務委員会）議事録抜粋」

<当方の訴え>

- ・ 昨年大臣面談に続いて情報交換をしたい
- ・ 法律に欠陥があるので提案をしている。
- ・ 重大事故発生の抑止力として、刑罰の存在は不可欠である。
- ・ 両罰規定は立証責任を転換するもので、企業に積極的に安全対策を促す。
- ・ 理論的問題は承知しており、現行法で法人処罰できる策として両罰規定を提案している。
- ・ 両罰規定は、これまで選任監督上の責任と捉えられてきたが、安全に対して十分な対策をしてきたかという視点で取り組めば、裁判でも実質的な議論が出来る。
- ・ 事例の蓄積がベースになって、はじめて法人処罰の基本的なあり方が導かれる。
- ・ 事例の積み重ねがなければ、法人処罰に必要な立証方法や証拠の種類、立件の課題などを策定できず、法人に要求される義務、法人の処罰方法等についても、検討が進まない。
- ・ 裁判を通じた実務上の積み重ねにより、社会の安全の向上につながっていく。
- ・ 起訴猶予制度を活用すれば、行為者を処罰しないで、法人のみを処罰するという形が取れ、行為者ら個人に積極的な協力・提供を得て、法人処罰が可能となる。
- ・ 急いで法改正を果たして欲しい。

法務省からは、私共の訴えに対し、法人処罰が重要な検討課題であり、何らかの法整備が必要であるとの考えの下、最終的な決断を行うため、理論的問題など根本的な課題を引き続き検討していくとの説明がありました。

組織罰を実現する会としては、引き続き法務省と意見交換をして参る所存です。

以上